

＜政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第1項又は第15項の規定に基づく少額領収書等の写しの開示に係る手数料＞

鳥取県選挙管理委員会

開示請求に係る手数料	開示請求に係る一の国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しにつき300円
開示の実施に係る手数料	開示を受ける一の国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しにつき
1 閲覧	少額領収書等の写しの用紙100枚までごとにつき100円
2 複写機により白黒で用紙に複写したものの交付	交付する用紙1枚につき10円
3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(FD)に複写したものの交付	FD1枚につき30円に少額領収書等の写しの用紙1枚ごとに10円を加えた額
4 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(CD-R)に複写したものの交付	CD-R1枚につき50円に少額領収書等の写しの用紙1枚ごとに10円を加えた額
5 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(DVD-R)に複写したものの交付	DVD-R1枚につき90円に少額領収書等の写しの用紙1枚ごとに10円を加えた額

※開示の実施に係る手数料について、上記に掲げる開示の実施の方法の区分に応じ、それぞれに定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。政治資金規正法施行令(昭和50年政令第277号)第11条第3項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の額に既に開示の実施を求めた際の額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同令第11条第3項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該額から300円を減じた額となります。